

まちまるごと耐震化支援事業 Q&A

1 まちまるごと耐震化支援事業の制度について

Q 1-1 まちまるごと耐震化支援事業とはどんな事業ですか？

A 1-1 まちまるごと耐震化支援事業は、

- 1 府民が安心して木造住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震改修を一括して行えるよう、一定の要件を満たす登録事業者を登録・公表
- 2 自治会等、登録事業者、行政が一体となって、木造住宅の耐震化の普及啓発を行い、府民による自主的な耐震化を促進するものです。

Q 1-2 まちまるごと耐震化支援事業で登録事業者として登録されると、どのようなメリットがあるのですか？

A 1-2 登録事業者として登録されると、大阪府のHPで、耐震診断から耐震設計、耐震改修工事まで実施できる者として公表されます。

また、一定の市域、もしくは実施地区（まちまるごと耐震化支援事業を実施する自治会等）で、まちまるごと耐震化支援事業の普及啓発事業（自治会説明会や個別訪問等）を実施するときには、実施事業者として登録事業者の中から選ばれることになります。

選ばれると、自治会等や行政のバックアップを受けて、普及啓発事業を実施することができ、普及啓発事業を行った木造住宅の所有者等から依頼を受ければ、耐震診断等を行うことができます。

しかしながら、実施事業者として登録事業者の中から決定するのは、実施地区または市町村となりますので、登録事業者に登録されたからといって、必ず実施地区等で普及啓発事業を行えるわけではありません。

Q 1-3 まちまるごと耐震化支援事業の普及啓発事業とはどのようなものがあるのですか？

A 1-3 普及啓発事業のメニューには次のようなものがあります。

- ア 講演会
- イ 自治会等説明会
- ウ 個別相談会
- エ チラシ等の各戸配布
- オ 個別訪問
- カ その他、確認書に基づき実施する普及啓発事業などのメニューがあります。

これらのメニューは、実施事業者を決定するまでに、実施地区、もしくは一定の市域であれば市町村があらかじめ実施するメニューを決めていますので、その内容等を記載した確認書に基づき、実施事業者が実施します。

Q 1-4 まちまるごと耐震化支援事業の普及啓発事業に係る費用はだれが負担するのですか？

A 1-4 パンフレット等提供できる資料は行政で用意しますが、その他の費用については、原則、実施事業者の負担となります。

Q 1-5 まちまるごと耐震化支援事業の普及啓発事業を行いました。だれも耐震診断や耐震改修など耐震化事業の依頼を受けることができませんでした。その場合、費用の請求をしてもよいのですか？

A 1-5 だれも耐震診断や耐震改修など耐震化事業の依頼を受けることができなくても、府、市町

村、実施地区等に、まちまるごと耐震化支援事業に要した費用を請求することはできません。

Q 1-6 まちまるごと耐震化支援事業の耐震化事業とはどのようなメニューがあるのですか？

A 1-6 耐震化事業のメニューには次のようなものがあります。

- ア 木造住宅の耐震診断
- イ 木造住宅の耐震設計
- ウ 木造住宅の耐震改修
- エ 実施事業者独自の事業
- オ その他の事業 実施事業者と実施地区、市町村、または府が協議して決定する。

などのメニューがあります。

これらのメニューは、普及啓発事業を行った木造住宅の所有者等から依頼を受ければ、実施することができます。

Q 1-7 まちまるごと耐震化支援事業を行えば、登録事業者に対し何か補助金をいただけるのですか？

A 1-7 昭和56年以前に建設された木造住宅（一部の市町村で条件が異なります。）の所有者等には、耐震診断や耐震改修設計、耐震改修工事を行えば、既に制度化されている補助金が交付されますが、登録事業者に対する補助はありません。

Q 1-8 実施事業者独自の事業とはどのようなものか？

A 1-8 例えば、耐震診断実施後、改修工事の概算を無料で算出し、所有者等に提示したり、もしくは、耐震改修を実施した所有者等の自宅について、家具留め金物等を無料で取り付け、地震時における家具の転倒を防止するような工事です。

なお独自事業は、他の登録事業者との差別化を図るものですが、独自事業の設定は任意です。

ただし独自の事業は、地震対策（耐震改修工事を含む）に関係したものとし、次のものはご遠慮ください。

1. 地震対策（耐震改修工事を含む）に関係しない物品及び土地、建物その他の工作物
2. 金銭、金券、預金証書、当せん金付証券及び公社債、株券、商品券その他の有価証券
3. きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む）
4. 地震対策（耐震改修工事を含む）に関係しない便益、労務その他の役務
5. 一般懸賞、共同懸賞、総付け景品、抽選券、割引券、クーポン券の類
6. 耐震診断、耐震設計の無料化または格安サービス
7. その他府が相応しくないと認めるもの

また、独自の事業の記載にあたって、次の表示（表現）はご遠慮ください。

1. 実際よりも、又は他の登録事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）
2. その他、消費者に誤認されるおそれのある表示
3. 射幸心をあおる表現

Q 1-9 実施事業者独自の事業は無料で行うものですか？

A 1-9 無料だけでなく、割引を行うものでも結構です。

Q 1-10 普及啓発事業は、どのような活動範囲となるのですか？

A 1-10 実施地区（自治会等）、もしくは市（町村）域全域または一部の市（町村）域となります。

Q 1-11 まちまるごと耐震化支援事業は、府内どこでもできるのですか？

A 1-11 まちまるごと耐震化支援事業の依頼があれば府内どこでもできます。

しかしながら、堺市では木造住宅の耐震診断に対しては、市が委託した耐震診断員を無料で派遣する制度となっています。

したがって、堺市では耐震化事業のうち、行政からの補助を受けて木造住宅の耐震診断は実施できませんので、ご注意ください。

Q 1-12 登録事業者の登録後、任意に個別訪問を行いたいのですが可能ですか？

A 1-12 まちまるごと耐震化支援事業は、自治会等、登録事業者、行政が一体となって進めるものですので、市町村、自治会等、または木造住宅の所有者等からの依頼または了解がない場合は、「まちまるごと耐震化支援事業」としては、個別訪問はできません。また特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に規定する訪問販売、通信販売、及び電話勧誘販売を木造住宅の所有者等や自治会等に行なわないでください。

2 まちまるごと耐震化支援事業 登録事業者の登録について

■ 登録全般について

Q 2-1-1 登録申請にあたって、グループとして登録申請するということはどういうことですか？

A 2-1-1 まちまるごと耐震化支援事業は、木造住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震改修を一括して行い、「まち」単位での耐震化に取り組むものです。

したがって、自主行動基準の公示、大阪府内に本店もしくは支店または営業所を有している、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事等に関する規定を満たす方がグループを組んですべての要件を満たしていただき、一体となって耐震化に取り組んでいただきたいと思います。

ただし、先ほど述べた自主行動基準の公示等規定を 1 者ですべて満たしている方については、1 者での申請も可能です。

Q 2-1-2 登録申請にあたって、申請手数料の費用はかかるのでしょうか？

A 2-1-2 無料です。ただし、登録申請書の作成等に要した費用は、申請者の負担となります。

Q 2-1-3 登録申請すれば必ず登録されるのでしょうか？

A 2-1-3 登録事業者の登録は、大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者等登録要領に定められている要件を満たしている必要があります。要件については、大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者等登録要領や大阪府まちまるごと耐震化支援事業 事業者・事業者グループ登録要件をご覧ください。

Q 2-1-4 登録事業者の登録をされると、必ずどこかでまちまるごと耐震化支援事業を行うことができるのですか？

A 2-1-4 まちまるごと耐震化支援事業を行うには、実施地区又は市町村において登録事業者の中から実施事業者として選定される必要があります。登録事業者に登録されたからといって、必ず実施地区等でまちまるごと耐震化支援事業を行えるわけではありません。

Q 2-1-5 登録申請の申請窓口はどこですか？

A 2-1-5 大阪府庁咲州庁舎 27 階建築防災課耐震グループで受付しております。

申請は郵便または持参となっています。受付時間は土、日、祝を除く平日 9 時 30 分～17 時です。

Q 2-1-6 申請用紙はどこで入手するのですか？

A 2-1-6 登録申請等の用紙は、大阪府のホームページからダウンロードできます。
http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/kikaku_bousai/taisin_yosiki.html

Q 2-1-7 申請書類をパソコン等で作成してもいいですか？

A 2-1-7 データと紙とでの提出となりますので、パソコン等での作成をお願いします。様式の形態（用紙の大きさ、項目等）は変更しないでください。

Q 2-1-8 申請の受付が完了してから登録されるまでどのくらいの期間がかかるのですか？

A 2-1-8 標準処理期間は、土、日、祝日を除き、概ね15日程度です。
ただし、図書の不備があった場合の追加提出に要した日数や、質問に対する回答に要した日数は含みません。

Q 2-1-9 登録には有効期間がありますか？

A 2-1-9 有効期間は登録日の属する年度の翌年度の3月31日までです。
ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに府または当該事業者等から更新しない旨の申し入れがなされない限り、自動的に期間満了の翌日から起算して引き続き2年間効力を有するものとし、以降も同様となります。

Q 2-1-10 1者が複数のグループに重複して登録、もしくはグループと単独事業者として重複して登録してもよいのですか？

A 2-1-10 重複して登録事業者の登録を受けることはできます。

■ 登録の要件等について

Q 2-2-1 自主行動基準とはどのようなものですか？

A 2-2-1 自主行動基準とは、大阪府が平成17年7月に大阪府消費者保護条例を改正・施行し、規定したもので、事業者・事業者団体が定める消費者向けの行動基準です。
自主行動基準を大阪府に届けていただき、それを府民に公開することにより、消費者が商品やサービスを選ぶ際の目安にさせていただくことで、消費者と事業者との信頼関係の構築を図るものです。
詳しくは、<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/jishukoudou/index.html>をご覧ください。

Q 2-2-2 大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱及び大阪府震災対策推進事業補助採択基準に規定する方法等による耐震診断（耐震改修設計）とはどのような方法によるものですか？

A 2-2-2 国の告示で定められた方法等で、かつ次のいずれかの技術者が行うものです。
（技術者）

- ① 一般財団法人日本建築防災協会主催木造住宅の耐震診断と補強方法の講習会（2004年版以降【ただし平成25年度以降は、原則、平成24年度以降に開催された講習会】）の受講修了者でありかつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士
- ② 公益社団法人大阪府建築士会主催既存木造住宅の耐震診断・改修講習会（2004年版以降【ただし平成25年度以降は、原則、平成24年度以降に開催された講習会】）を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者

- ③ その他知事若しくは市町村長が認める技術者（他府県で①、②と同等の講習を受けた者など）

（国の告示等で定められた方法等）※木造住宅の耐震化に関するものについて

- ① 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）

- ② 一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」

※ その他市町村によっては、これらの基準と併せて診断規定を設けている場合がありますのでご注意ください。

（内容）

- ① 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合、耐震改修設計に基づき耐震改修設計に基づき耐震改修工事を行った後に、総合評点が1.0以上となる耐震改修

- ② 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の場合、上部構造評点が0.7以上、又は2階建て以上の住宅の1階部分の上部構造評点が1.0以上となる改修工事

- ③ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の場合、国土交通省、一般財団法人日本建築防災協会、またはその他の公的機関（一般財団法人日本建築総合試験所、または大学等の研究機関等）において、性能等が確認されたシェルター工法。

Q 2-2-3 耐震診断（耐震改修設計、耐震改修工事）の実績は、行政からの補助を受けたものでなければならぬのですか？

A 2-2-3 補助の有無は関係ありません。

Q 2-2-4 工事保険はどのようなものですか？

A 2-2-4 建設工事保険を指します。

Q 2-2-5 住宅リフォーム瑕疵担保責任保険法人へ登録とはどのような登録ですか？

A 2-2-5 リフォーム保険を利用できるようにするリフォーム事業者登録を指します。

住宅リフォーム瑕疵担保責任保険への加入ではありません。

ただし、耐震改修工事を発注される方に対し、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険について説明するとともに、耐震改修工事を発注される方が、施工者が支払う保険料を負担すること等合意を得たときには、当該保険へ加入してください。

Q 2-2-6 本社が大阪府外にある場合でも、登録ができるのですか？

A 2-2-6 グループでは大阪府内に本店または支店、営業所を者が1者、単独では大阪府内に支店、または営業所があれば登録申請できます

Q 2-2-7 耐震改修工事の実績とはどのような工事と考えればよろしいですか？

A 2-2-7 現況図、耐震改修工事前の耐震診断報告書（写し）、耐震改修計画が分かる図書（写し）、耐震改修計画に基づく耐震診断報告書（写し）（耐震改修計画に基づく耐震診断報告書（写し）は次のシェルター工法を除きます。）が残っており、かつ次のいずれかによる方法となります。

1. 改修前より改修後の総合評点が向上している耐震改修工事

2. 国土交通省、一般財団法人日本建築防災協会、またはその他の公的機関（一般財団法人日本建築総合試験所、または大学等の研究機関等）において、性能等が確認されたシェルター工法。

Q 2-2-8 建築士事務所の登録は大阪府以外でもよいのですか？

A 2-2-8 大阪府以外の都道府県で登録をしても構いません。また、そのような場合でも耐震診断や耐震設計は、その他の要件を満たせば実施することができます。

Q 2-2-9 既に大阪府住宅リフォームマイスターの登録にあたり、自主行動基準を策定し公示しているのですが、まちなご耐震化支援事業でも自主行動基準を別に策定し公示しなければならないのですか？

A 2-2-9 代表事業者の方は、自主行動基準を策定し公示している場合でも、まちなご耐震化支援事業用の自主行動基準を公示する必要があります。

Q 2-2-10 府税（全税目）の納税証明書とはどのような書類ですか？

A 2-2-10 大阪府府税事務所が発行する書類で、「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額はありませぬ。」と記載された証明書です。

府税事務所での請求にあたっては、「納税証明書交付請求書」において、
「証明請求事項」は「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」
「徴収金の種類」は「全税目」
（「年度及び請求枚数」は記載不要です。）

と記入してください。

府税事務所の所在地一覧 <http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/otoiawase2.html>

Q 2-2-11 個人の場合、府税（全税目）の納税証明書は個人のを提出すればよいのですか？

A 2-2-11 個人のを提出してください。

■ 登録申請書の様式の記入方法等について

Q 2-3-1 限界耐力計算による診断を行う予定がないのですが、別紙1（2）事業者等に関する事項3. 費用の目安 はどのように記入すればよいですか？

A 2-3-1 記入例と同様、「実施しない」と記入ください。

Q 2-3-2 別紙1事業者等に関する事項で（審査対象事項）と（参考内容）の違いは何ですか？

A 2-3-2 登録にあたっては、（審査対象事項）を審査します。（参考内容）は府民等に対する情報となり、審査対象とはなっておりません。しかしながら、内容に虚偽があったと判明したときには、登録を取り消すことがあります。

Q 2-3-3 申請書を作成するとき記載を誤ってしまったのですが、どうすればよいですか？

A 2-3-3 記載事項を訂正される場合には、訂正箇所にボールペン等で二重線をひき、代表事業者の印を押してください。修正液・修正テープ等での訂正は認めていません。
ただしデータで提出が必要な書類は、データの修正をお願いします。

Q 2-3-4 耐震診断の費用の目安は、「無料」としてもよいのですか？

A 2-3-4 木造住宅の耐震診断は、堺市以外の市町村では、府民へのわかりやすいPRのため、耐震診断技術者の方に、55,000円※で行っていただきますようお願いしているところです。
（このことにより木造住宅の所有者等は、行政の補助制度を使えば、概ね5,000円の自己負担で耐震診断を受けることができます。）

このため、無料や格安の金額を記載されますと混乱を生じることとなりますので、「無料」や「55,000円※未満」の金額を記入しないようお願いします。

ただし、次のような場合は55,000円※未満の金額（無料は不可）を記入していただいても結構です。

1. 長屋住宅
2. 行政の補助適用外となる等の木造住宅

また、55,000円※を超える場合など、延床面積等の条件で費用等が異なるときには、その旨も併せて記入ください。

※ 令和2年度以前は、50,000円

Q 2-3-5 耐震設計の費用の目安は、「無料」としてもよいのですか？

A 2-3-5 耐震設計は、耐震改修設計図書を作成や当該設計に基づく耐震設計報告書の作成が必要となりますので、作成に要する適切な報酬を記入ください。

このため、無料や、格安の金額を記入しないようお願いします。

Q 2-3-6 グループで登録するときのグループ名はどんな名称でもよいのですか？

A 2-3-6 商標法や不正競争防止法に抵触する名称でなければ、どのような名称でも結構です。

■ 登録事業者の募集について

Q 2-4-1 登録事業者の募集期間は決まっているのですか？

A 2-4-1 随時受け付けております。

Q 2-4-2 郵送する場合には、一般書留又は簡易書留を利用することとされていますが、普通郵便や宅配便などの他の方法によって郵送することも可能ですか？

A 2-4-2 郵便物の到着確認及び書類管理上の観点から、一般書留又は簡易書留に限らせていただきます。

■ 登録事業者の登録・公表について

Q 2-5-1 登録事業者の登録・公表はどのようにするのですか？

A 2-5-1 登録事業者の登録申請をされたときには、登録の可否について申請者に通知するとともに、大阪府建築防災課ホームページで公表します。

Q 2-5-2 登録事業者登録申請書は閲覧できますか？

A 2-5-2 大阪府建築防災課ホームページで公表していますので、そちらをご覧ください。

Q 2-5-3 登録事業者登録申請後、登録までの流れを教えてください。

A 2-5-3 審査中に、申請書に修正や添付漏れ等がみつかれば、代表事業者の連絡担当者に連絡します。連絡を受けた事業者は、申請書の修正などを行い、必要資料を再度提出してください。なお資料の提出を郵送される場合は、一般書留又は簡易書留でお願いします。

ただし、修正の内容によっては、大阪府建築防災課まで来ていただかなければならない場合もありますので、ご了承ください。

審査が完了しますと、様式2や別紙3, 4など必要書類を送付するとともに、大阪府建築防災課ホームページで公表いたします。

■ 登録内容の変更・更新等について

Q 2-6-1 更新の申請はいつからできますか？

A 2-6-1 期間満了の日の1ヶ月前までに府または当該事業者等から更新しない旨の申し入れがなされない限り、自動的に期間満了の翌日から起算して引き続き2年間効力を有するものとし、以降も同様となります。

Q 2-6-2 登録事業者の登録の有効期間を過ぎてしまったのですが、更新はできますか？

A 2-6-2 期間満了の日の1ヶ月前までに府または当該事業者等から更新しない旨の申し入れがなされ

ない限り、自動的に期間満了の翌日から起算して引き続き2年間効力を有するものとし、以降も同様となっておりますので、不明な場合は本府にお問い合わせください。

Q 2-6-3 登録事業者登録証を紛失したので再発行してもらえますか？

A 2-6-3 紛失したときは、再交付申請書（様式 11）を府に提出してください。

Q 2-6-4 登録事業者登録変更申請書提出の際に誓約書（別紙 2）は必要ですか？

A 2-6-4 登録事業者名の変更、代表事業者の（名称の）変更、代表者の役職、または氏名が変更されたときには、誓約書（別紙 2）の添付が必要となります。

Q 2-6-5 いつでも登録事項の変更は可能ですか？

A 2-6-5 変更に期限はないので、大阪府まちなご耐震化支援事業登録事業者登録変更申請書（様式 5）を提出してください。

3 実施地区について

Q 3-1 実施地区の具体的なイメージはどのようなものですか？

A 3-1 1以上の自治会、自主防災組織、一団の木造住宅所有者等の集団（概ね 10戸以上）などをイメージしています。

Q 3-2 実施地区はどれくらいの数があるのですか？

A 3-2 現在、実施地区を決定する市町村と協議を行なっているところであり、未定です。

Q 3-3 実施地区は公表されるのですか？

A 3-3 実施地区は公表されません。

4 実施事業者の決定等について

Q 4-1 実施事業者は誰が決定のですか？

A 4-1 実施地区で実施するときには、当該自治会等が決定し、市（町村）域全域（または一部の市（町村）域）で実施するときには、市（町村）が実施事業者を決定します。

Q 4-2 一つの実施地区に対し、実施事業者数は 1 登録事業者となるのですか？

A 4-2 実施地区によっては、複数の登録事業者が事業を実施する可能性もあります。

Q 4-3 一つの地区で実施事業者となると、他の地区で実施事業者となれないのですか？

A 4-3 他の地区でも自治会等から選ばれるのであれば、実施事業者となることは可能です。

Q 4-4 自治会等に対し、実施事業者の決定前に個別にプレゼンテーションなど営業をしたいのですが可能ですか？

A 4-4 登録事業者は、知り合いの自治会役員等に対し、地元市町村の了解後、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に規定する訪問販売、通信販売、及び電話勧誘販売に抵触しない範囲での耐震化の働きかけを行っていただくことは可能です。ただし、「まちなご耐震化支援事業」としては、当該自治会の了承の後に実施事業者として活動ができます。

5 事業中について

Q 5-1 活動状況報告書（実施様式 2）は具体的にいつ提出すればよいのですか？

A 5-1 確認書に規定する事業に着手後、4月15日（10月1日～3月31日）、10月15日（4月1日～9月31日）の2回（土、日、祝のときには、その前日の平日まで）までに府、市町村、実施地区に提出してください。

Q 5-2 活動状況報告書（実施様式2）はいつまで提出し続けなければならないのですか？

A 5-2 確認書に規定する事業が完了した時点までです。

Q 5-3 耐震診断は、今年度を実施し、翌年度に改修設計、改修工事を実施したいという所有者からの要望があるのですが、所有者に補助金は交付されるのですか？

A 5-3 補助金の交付については、実施地区が存する市町村との打ち合わせが必要です。

ただし、年度をまたがって、耐震診断（改修設計、改修工事）を実施するときは、補助金は原則交付されません。

なお、耐震診断、耐震改修設計、または耐震改修工事がそれぞれ年度が異なったときは、市町村との協議が必要ですが、予算の範囲内で可能です。

Q 5-4 大阪府または市町村が立入検査を行うことはあるのですか？

A 5-4 各市町村の耐震改修補助要綱等に基づく耐震診断や改修等の検査の他、実施地区にお住まいの方等からの苦情、相談を受けた場合等は立入検査を行う場合がありますので、ご協力ください。

Q 5-5 自治会等にはプロジェクタやスクリーンなどの備品がないところも多いと思いますが、そのような場合には行政で備品を借りることはできるのですか？

A 5-5 市町村もしくは府との協議となりますが、不可能ではありません。備品を借りたい場合には、説明会等実施前にご確認ください。

Q 5-6 あらかじめ実施地区で普及啓発事業として決まっていたのは説明会だったのですが、相談会も実施したいと考えているのですが、可能ですか？

A 5-6 実施地区等や市町村と協議の上、同意が得られた場合には確認書を変更し、別の普及啓発事業を行っていただくことは可能です。

ただし、過度、悪質な提案はご遠慮ください。

作成 平成 23 年 7 月 12 日
改訂 平成 23 年 7 月 14 日
改訂 平成 23 年 7 月 26 日
改訂 平成 24 年 3 月 17 日
改訂 平成 25 年 3 月 22 日
改訂 令和 3 年 3 月 31 日